

# 戦傷病者戦没者遺族等援護法のしくみ

(身分)

軍人／軍属／準軍属であった者

(※) 概ね昭和12年7月7日以後が対象となります。

(在職期間)

軍人・軍属：就職から退職までの期間 準軍属：業務に従事中の期間

(公務・勤務関連傷病)

公務上又は勤務に関連して負傷・疾病

その負傷・疾病により

一定以上の障害の状態にある本人

障害年金を支給

死亡した者の遺族

遺族年金・遺族給与金  
弔慰金を支給